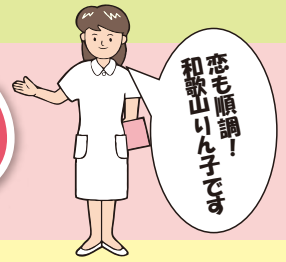


KANGOSHISHOKUNOUIINKAI

保存版

やさしい倫理だより

りんり



こんにちは!

倫理綱領 条文IVです

『看護者は、人々の知る権利及び自己決定の権利を尊重し、その権利を擁護する』

訴えを聴く

||

知る権利及び自己決定の権利の尊重、擁護ではない!

看護者は、対象と人々の知る権利を擁護するために、十分な情報を得る機会や決定する機会を保障するように努める。

悪い例



患者 「先生に今後の治療方針について説明されたのですが、手術と保存的療法の方法があるといわれたのですが、看護師さんはどちらを進めますか。」

ナース 「そうですね。〇〇さんのお話を聞くことだけしかできませんが、また何かあれば言って下さい。」

これはただ、患者さんの話を聞いているだけです。これだけでは「人々の知る権利及び自己決定の権利の尊重と擁護」をしているとはいえません!

良い例



患者 「先生に今後の治療方針について説明されたのですが、手術と保存的療法の方法があるといわれたのですが、看護師さんはどちらを進めますか。」

ナース 「手術の違いがわかりにくいのですね。先生にもう一度わかりやすく説明してもらいましょうか」

患者 「本当ですか。助かります。説明の内容が難しくてわかりにくいのです。」

ナース 「〇〇さんには十分な説明を受ける権利があるのですから!」

りん子のつばやき

助けます、心配しないで、自己決定!